

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

- 1 防火対象物の項を決定するにあたっては、その使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。

なお、項ごとの使用実態を判断するにあたっては、第1-1表を参考とすること。

- 2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物の棟ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

- 3 令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ・ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類を設けたものであるため、この詳細な分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ又はハの(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

- 4 昼と夜によって使用実態が異なる場合の項の判断にあたっては、主として使用される実態及び火災発生時の人命の危険性を考慮して決定すること。

- 5 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 機能従属

令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、第1-2表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（「主たる用途」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で、次のアからウまでに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

なお、「管理権原を有する者が同一である」とは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

イ 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

なお、「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一である」とは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもの、その他これらに類するもので概ね次の(ア)及び(イ)に該当するものをいう。

(ア) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(イ) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないもの（非常口又は従

業員専用出入口を除く)であること。

また、「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、概ね前(ア)及び(イ)に該当するものをいう。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、「従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一である」とは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

(2) みなし従属

主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分(以下この項において「(6)項ロ等」という。)を除く。))。

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

6 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

※一般住宅は、前5(1)で定める従属的な部分に含まれないものであること。

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、令別表対象物に該当するものであること。

また、令別表対象物の用途に供される部分が2以上あるときは、令別表対象物と一般住宅との複合用途防火対象物に該当するものであること。

(3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するもの。

- (4) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計と概ね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するもの。

なお、概ね等しい場合とは、次によること。◆

概ね等しい場合とは、令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積の差が、当該防火対象物の延べ床面積の10%以内である場合をいう。

項 目				項
(1)	一般住宅	>	令別表対象物で 50 m ² 以下のもの	一般住宅
(2)	一般住宅	<	令別表対象物	令別表対象物
	一般住宅	<	令別表対象物 令別表対象物	複合用途防火対象物 (一般住宅と令別表対象物の複合用途防火対象物)
(3)	一般住宅	>	令別表対象物で 50 m ² を超えるもの	複合用途防火対象物 (一般住宅と令別表対象物の複合用途防火対象物)
(4)	一般住宅	≒	令別表対象物	複合用途防火対象物 (一般住宅と令別表対象物の複合用途防火対象物)

7 複合用途防火対象物の取り扱い

令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること（(16)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）。この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

- (1) 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

- (2) 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。

- 8 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

- 9 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに前5(2)及び7を適用するものであること。

10 地区集会所等の取扱い

国又は地方公共団体以外の小規模なコミュニティ（自治会単位等）が管理する集会、会議等多目的に公衆の集合する施設のうち、利用者が当該防火対象物の関係者のみである施設については令別表第1(1)項に該当しないものとし、令別表第一(15)項として取り扱うこと。

なお、公会堂、公民館、集会所、コミュニティセンター等の施設名称にとらわれることなく、防火対象物の実態により判断すること。◆

11 個人の用に供される物置又は車庫等は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

12 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

13 スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分をもつ防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。★

14 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであるが、容易に再開しうる状態にある場合には、消防用設備等を技術上の基準に従って設置し、維持すること。★

15 空室が過半を占める防火対象物の取扱いについて

既存の防火対象物のうち、防火対象物の過半が空室である防火対象物の空室部分の用途の取扱い及び当該部分の法第17条及び法第17条の3の3の適用については、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」（平成12年3月27日消防予第74号）によること。★

【関係通知】

- ・ 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）
- ・ 消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成27年2月26日消防予第80号）問1
- ・ スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について（平成12年3月27日消防予第74号）
- ・ 休業中の防火対象物の取扱いについて（昭和50年6月16日消防安第65号）
- ・ 消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成14年9月30日消防予第281号）問18